

令和6年度 第1回東淀川区教育行政連絡会（小学校）議事要旨

1 日 時 令和6年7月16日（火）10：00～11：10

2 場 所 東淀川区役所 4階 401会議室

3 出席者

- (1) 小学校：東淡路小学校長、西淡路小学校長、菅原小学校長、新庄小学校長、大隅東小学校、豊里小学校長、啓発小学校長、小松小学校長、下新庄小学校長、井高野小学校長、大桐小学校長、豊新小学校長、東井高野小学校長、大隅西小学校長、豊里南小学校長、大道南小学校長
- (2) 区役所：区担当教育次長（東淀川区長）、区教育担当部長（副区長）、子育て企画担当課長兼区教育担当課長、窓口サービス課長、教育担当課長代理兼教育政策課区教育担当課長代理、保健福祉課担当係長兼教育政策課担当係長

4 議 題

(1) 就学について

- ・東淀川区における学校選択制について
区役所の配付資料をもとに説明を行った。
主な意見交換の内容は次のとおり

（豊里南小学校長）

指定校変更について、他校区に転居する家庭が、引き続き在学期間へ通学することについて学校へ許可を求めて来た場合、学校は許可せざるを得ないが、当該児童は校区外から通学することになり、遅刻が増加する傾向にある。区役所で保護者へ書類をお渡しする際に、制度などの十分な説明を行っているのか。

（区役所：窓口サービス課長）

校区外に転居したが、在学期間に通学したいという場合は、指定校変更の項目に該当する。

通学の安全は保護者が責任を負うのであれば、許可する形になる。その上で、転校の意思については確認する。

今回の事例だと許可していただくことになる。不登校の状態で、転居せず他校に通いたいという場合は、大変注意している。

(豊新小学校長)

学校公開・学校説明会の日程を学校のホームページへ掲載するようというのだが、来年度以降、より早い段階で学校へ通知していただければ対応しやすい。

(区役所：窓口サービス課長)

昨年は保護者に学校案内が届いたのが遅く、説明会の日程を確認できないと意見があった。できる限り早く学校案内をお送りするとともに、各校にホームページへ掲載を依頼していく。

(豊新小学校長)

学校選択制について、現行の制度の場合、有事の際の送迎やPTA活動並びに見守り隊への協力について課題があると考えます。選択可能な校区を近隣校にするなどの検討の余地はある。児童は登下校などを通じて地域と関わり、社会性を身につけていくため、児童と地域の繋がりが希薄になることも危惧している。改めて、「自由選択制で入学した学校へ6年間通学すること」について区役所から保護者へ説明していただきたい。

(区役所：窓口サービス課長)

学校選択制については、昨年の教育行政連絡会でもご意見いただいた。自由選択制にしている理由として、隣接区域選択制にすると、選択可能な校区数に不公平感があることや、自由選択制が隣接区域を包括していること、アンケート結果から自由選択制に決定した経緯がある。一昨年、新入学の児童にアンケートを実施し、自由選択制が良いという回答が多かったため、引き続き実施している。

保護者へは6年間通学できる学校を選択するよう伝えたいと考えており、学校案内に表記するようにしている。登下校については夏季の熱中症などが懸念されるが、自由選択制で入学した学校へ6年間通学することを繰り返し伝えた上で、保護者が学校を選択するよ

う努めていく。

(大桐小学校長)

不登校児童が転校し状況改善を図るために指定校変更制度を利用した場合、他校区からの登校のため、距離が遠く児童や保護者の負担が大きいことに加え、担任が家庭まで足を運べるのかという問題がある。受け入れた以上、登校に繋がりたいが、転校してすぐ改善できるわけではないので受け入れ校側の難しさがある。いじめについては、加害・被害の問題があるので避難が必要だが、不登校支援のための指定校変更というのは、新たな不登校を生み出す機会になる可能性がある。

(区役所：窓口サービス課長)

区役所としても、不登校の状況で遠い学校に通うことは保護者・児童の負担が大きくなると考えている。在籍校で、スクールソーシャルワーカー（以下：「SSW」という。）が関与し、保護者と児童、学校との取り組みによって不登校が解消されるのが一番良いと考えている。取り組んでいく中で、転校したほうが良いということになれば、就学担当としても相談させていただく。

(小松小学校長)

SSW や要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）の区役所担当者とは、綿密に連携をとる必要があるが、現行の担当者割り当てでは、学校選択制とリンクされていないため、現状を知っていただき、対応を考えていただきたい。

(区役所：子育て企画担当課長)

学校選択制に関わる子育て支援室や要対協の取り扱いについて、私の方で確認させていただき、改善する余地があれば、対応を考えていきたい。少なくとも横の連携をしっかりと取っていきたい。

(豊里小学校長)

学校選択制において、きょうだい関係が優先事項でないとなっているが、1つの家庭で2つの小学校へ通学することは相当負担である。入学後に学校へご相談をいただいても、

学校はどうしようもできず心苦しい。区役所より事前に保護者に対して十分に制度説明を行っていただきたい。

(区役所：窓口サービス課長)

当初からきょうだい関係で優先することによって、本当に入りたい人が入れない状況になるという議論のもと現在の形になっている。説明や問い合わせの部分については考慮し対応させていただく。

(下新庄小学校長)

不登校支援のための指定校変更について、単に制度上のやり取りだけではなく、現場では保護者の方が思いを持って学校長に訴えかけてこられる現状を理解いただきたい。学校長には指定校変更についての権限が無く、今後の制度の方向性がはっきりしていないと学校としても困惑する。

また、主任児童委員や民生委員が校区外在住の児童へ対応ができないなど、制度上での課題がある。指定校変更で通学しているかどうかに関わらず、分け隔てなく地域の方が子どもたちへ関われる仕組みづくりを作っていただきたい。

(区役所：窓口サービス課長)

各校不登校支援に取り組んでいただいていると思うが、改善されない場合、保護者と学校で話し合っただき、SSWも関与し児童の様子を確認していただきたい。結果的に不登校が改善されず転校することになれば、保護者から区役所に申し出ていただく。区役所は、保護者からの提出書類および学校からの状況報告書により、両方の意見を確認した上で、転校について区長の判断を仰ぐことになる。学校と保護者間で話し合いができない状態で、保護者から転校希望の申告があった場合は、まずは学校と話し合うようお伝えし、SSWへ仲裁いただくよう依頼している。転校を考えないといけないということであれば、区役所の就学担当に連絡いただき、保護者からも区役所へ申し出ていただき進めていくようにしている。ケースバイケースなので、教育委員会に確認しながら進めている。連絡いただいですぐに転校とはならず時間はかかるが、相談していただきたい。

(大隅西小学校長)

学校選択制について、アンケート結果では肯定的な回答だということだが、地域の方は子どもたちに関われないと課題に感じており、SSW との関わりについても課題が挙がっている。来年度以降は隣接校のみにするなど今一度検討いただきたい。

(区役所：東淀川区長)

学校選択制に関連する課題が浮き彫りとなり貴重な機会となった。子どもたちのためにという目的は区役所も学校も同様である。学校選択制は大阪市の方針だが、行政側の都合で運用するのではなく、子どもたちのためにどのような運用が良いかということを検討したい。先ほど指摘のあった要対協や民生委員の関わり方についても、制度の隙間があるので、区役所内で連携し対応していく。

(2) 校長経営戦略支援予算（区担当教育次長執行枠）について

- ・事業実施経過について

区役所の配付資料をもとに説明を行った。

- ・令和6年度の取り組みについて

区役所の配付資料をもとに説明を行った。

- ・民間事業者を活用した課外学習事業について

区役所の配付資料をもとに説明を行った。

(学校からの意見)

特になし

(3) その他

- ・ブロック化による学校支援事業（第1ブロック）について

区役所の配付資料をもとに情報提供を行った。

- ・学校支援ボランティア人材バンク事業について

区役所の配付資料をもとに、事業概要及び大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおけるボランティア加点の対象事業への申請について説明を行った。

主な意見交換の内容は次のとおり

(大隅東小学校長)

ボランティア加点对象者について、東淀川区在住あるいは東淀川区内の学生など条件はないのか。

(区役所：教育担当課長代理)

特に条件はない。

(小松小学校長)

校外学習の付き添いや水泳指導はしていただけるのか。また、ボランティア加点对象となるのか。

(区役所：教育担当課長代理)

確認のうえ、後日回答させていただく。